

バドミントクラブ新治(略称:BCN) 規 約

(名称及び事務局)

第1条 本団は、バドミントクラブ新治(略称:BCN) (以下「本団」という。)と称し、事務局を団長宅におく。

(目 的)

第2条 本団は、自主的なスポーツ活動・地域活動及び文化活動を通じて青少年の健全な心身の育成を図るため、スポーツ少年団の育成指導をすることを目的とする。

(事 業)

第3条 本団は、前条目的達成のため次の事業を行う。

1、定期練習(主にバドミントン)の実施

中学生

練習日 水曜日 午後7時00分から 午後9時 土浦市新治学園義務教育学校 体育館

練習日 木曜日 午後7時00分から 午後9時 土浦市新治学園義務教育学校 体育館

練習日 土曜日 午後6時30分から 午後8時30分 土浦市新治学園義務教育学校 体育館

小学生

練習日 水曜日 午後7時00分から 午後9時 土浦市新治学園義務教育学校 体育館

練習日 木曜日 午後7時00分から 午後9時 土浦市新治学園義務教育学校 体育館

練習日 土曜日 午後6時30分から 午後8時30分 土浦市新治学園義務教育学校 体育館

2、団員の心身の育成指導と活動援助

3、指導者及びリーダーの養成

4、保護者の組織化と育成

5、地域内青少年団体及び関係団体との連携と交流

6、その他、前条の目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 本団は、次の者をもって組織する。

- 1、小学校1年生以上中学校9年生まで の入団願書提出者(以下「団員」という。)
- 2、指導者及び育成保護者
- 3、その他、この趣旨に賛同する者

(登 録)

第5条 本団への加入は、登録をもって行う。

- 1、本団への登録するものは、保護者の同意を必要とする。
- 2、登録は、毎年度これを更新する。

(役 員)

第6条 本団に次の役員をおく。

- | | | | |
|-------|-----|-------|-----|
| 1、団 長 | 1名 | 4、指導者 | 若干名 |
| 2、副団長 | 若干名 | 5、監 事 | 若干名 |
| 3、理 事 | 若干名 | 6、庶 務 | 若干名 |

(役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 1、欠員の補充で就任した役員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 2、役員の任期は、4月1日から 翌年の3月31日までとする。

(役員の任務)

第8条 前条の役員は、後援会及び第4条に規定する者の互選により選出する。

- 1、団長は、本団を代表し、団務を統括する。
- 2、副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3、理事は、本団の運営に参画する。
- 4、指導者は、本団の活動を指導する。
- 5、監事は、会計を監査する。
- 6、庶務は、会計ならびに本団の事務を処理する。

(役員の選出)

第9条 団長、副団長、監事は、役員会で選出する。

- 1、理事は、団員の保護者とし、総会で承認を得る。
- 2、指導者及び庶務は、団長が委嘱する。

(会 議)

第10条 本団の会議は、総会及び役員会とし、団長が議長となる。

- 1、総会は、定期総会と臨時総会とする。
- 2、定期総会は、年1回開催し団長がこれを召集する。
- 3、臨時総会は、団長が必要と認めたときこれを召集する。
- 4、役員会は、団長・副団長・理事・指導者をもって組織する。
- 5、会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(会議の議事)

第11条 総会は、次の事項を審議する。

活動計画及び収支予算について
役員の選出に関すること
その他役員において必要と認めた事項

1 役員会は、次の事項を審議する。

本団の運営に関する事項
総会の付議すべき事項
その他役員において必要と認めた事項

(後援会)

第12条 本団に後援会をおく。

1、後援会については、別に定める。

(会 計)

第13条 本団の運営に必要な経費は、登録料・会費・後援会費・補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

- 1、会費は、月 1, 000円とし、6ヶ月毎に、本部に納める。
- 2、会費は、4月 と 10月に 6ヵ月分を まとめて収めることとする。
- 3、4月の会費納付時に スポーツ保険と少年団登録費を収めることとする。
- 4、途中入会の場合は、次の納付月までの月割りの会費と スポーツ保険加入料を納めることとする。
- 5、途中退会の場合は、退会表明月の翌月分からの会費を払い戻すこととする。
- 6、イベント(合宿 送る会 など)を、企画した場合、会計状況によって 臨時に経費を徴収することとする。
- 7、会費の改定は、役員会で検討し、総会で 出席者の三分の二以上の承認を得ることとする。
- 8、4月の会費納付時に 茨城県小学生バドミントン連盟登録費を収めることとする。

第14条 本団の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(付 記)

- 1: 練習・試合会場及び移動時の怪我や事故については十分注意を払うこととするが、万一事故が起きた場合、チーム・個人相互(指導者・役員・団員・保護者・運転者)は、責任を負わないこととする。
- 2: 本会則は、2024年4月1日より施行する。

